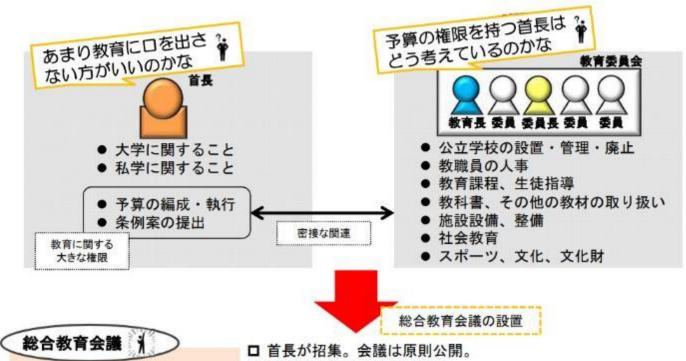
志摩市教育大綱[第3期](素案)について

(令和7年7月18日 資料)

「総合教育会議」とは

地方公共団体の首長と教育委員会が、地域の教育課題や将来の教育のあり方などについて協議し、連携を深めるための会議体。

平成26年6月、「地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の一部を改正する法律」 が公布され、新たに地方公共団体の長と教 育委員会で構成される会議体の設置が義務 付けられた。



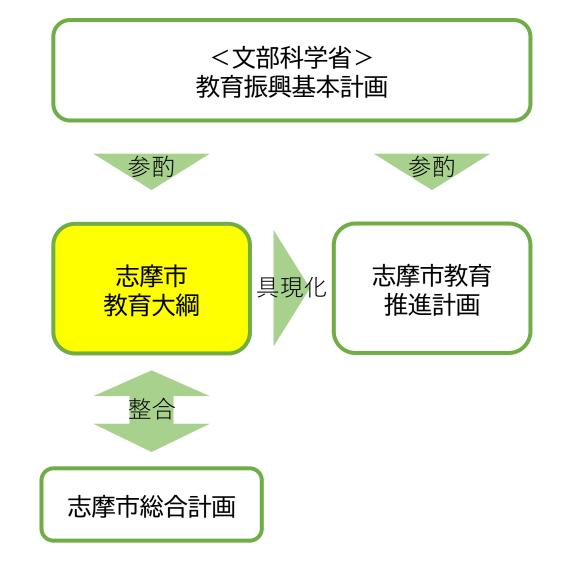
- □ 構成員は首長と教育委員会。(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- □ 協議・調整事項は以下のとおり。
 - ①教育行政の大綱の策定

□ 意見聴取者

- ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、 首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育 政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

「教育大綱」とは

- 地方公共団体(都道府県や市町村)の長(知事や 市町村長)が、その地域の教育、学術、文化の振 興に関する総合的な基本方針を定めるもの。
- 平成27(2015)年4月1日施行の「改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律(通称:地方教育行政法)」により、すべての地方公共団体に策定が義務付けられた。
- 総合教育会議での協議を踏まえて策定される。



「教育大綱」と「教育振興基本計画」の違い

	教育大綱	教育振興基本計画	
策定主体	地方公共団体の長	教育委員会	
法的根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法	
対象範囲	育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 教育の振興のための施策に関する基本的な計画		
期間	法的な定めなし(4~5年が多い)	5年程度	
	教育の目標や基本的な方針	教育の目標	
中凉	学術及び文化の振興に関する基本的な方針	目標達成のための具体的な施策	
内容	教育を行うための諸条件の整備に関する基本的な方針	施策の実施体制	
	地域の実情に応じた重要な事項 など	成果の評価方法 など	
特徴	首長が総合教育会議での教育委員会との協議を踏まえて策定する、 <u>首長のリーダーシップが色濃く反映される</u> 計画。 教育だけでなく、学術や文化も対象とするより広範な視点を持つ大枠の計画。 具体的な施策というよりは、基本的な方向性や重点事項を示すことが多い。	教育委員会が、教育の専門的な見地から、 <mark>具体的な施策や事業を盛り込んだ</mark> より詳細な計画。 国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して策定される。 教育の現場に直接関わる内容が多く、実践的な計画としての側面が強い。	



教育大綱の内容について

教育大綱(第3期)のポイント

市大綱>>市長の思いを反映



- <第3期の特徴>
- ・ 大綱の対象期間を5年間→4年間に短縮
- ・より簡潔に、わかりやすく (新たな総合計画との整合を図り、方向性を図示するなど、読み手を意識したつくり)
- ・ 想いを明確化=未来をともに創る「人づくり」
- ・大綱への記載は方向性まで(前回は「基本施策」まで記載していたが、「教育推進計画」にて示すことに)





基本理念 ~大綱に込める想い~

~ "しまらぶ" 未来を創る人づくり ~

子どもたちが学びを通して未来を拓き、地域を愛する"しまらぶ"の心を育むとともに、市 民の皆さんが生涯にわたり学び続け、心豊かなウェルビーイングを実現できる教育環境を 整えることが、まちの未来につながります。

多様な出会いや体験を通じた学びと成長を支援し、市民一人ひとりが希望を持って自ら の人生を豊かに歩み、仲間や地域と支えあいながら、未来をともに創る「人づくり」を推進し ます。

- ・地域を愛する="しまらぶ"と表現
- ・学びを通してウェルビーイングな 状態を実現
- ・未来をともに創る人が増える→まちの未来へとつながっていく(総合計画とも整合性をとる)

基本方針 ~大綱の目指す方向性~

 1. 誰もが大切にされる 教育 「誰一人取り残さない」という考え方を土台として、互いの存在 や多様性を認め合い、誰もが安全・安心に過ごせる環境を整え、 学ぶ意欲と自己肯定感を育みます。

2. 一人ひとりの可能性 を伸ばす教育 幼児教育から途切れることのない体系的な学びや、家庭・地域と の連携により、確かな学力と豊かな心身を育み、一人ひとりが未 来を切り拓く力を伸ばします。

3. 地域を誇り、生涯に わたって学び続ける 教育

地域への愛着と誇りを育むとともに、生涯学習やスポーツなど を楽しむことにより、人と人とのつながりの中で生きがいを感じ、 学び続ける人を育てます。

4. 未来を創る人材を 育む教育 めまぐるしく変化する社会に、しなやかに向き合う力を身につけ、 自立と社会参画に向けて必要な力を育むことで、より良い未来を ともに創る人づくりを推進します。



1. 誰もが大切にされる教育

・自らの命を守り、皆で助け合う力 ・互いの存在と多様性を認め合う心 ・安全で安心した環境での学習

2. 一人ひとりの 可能性を伸ばす教育

- ・未来を拓く確かな力
- ・豊かな心と体
- ・学校と家庭、地域のより良い連携

3. 地域を誇り、生涯に 発信 自立 つながり

- わたって学び続ける教育
 - ・地域に学び、地域に貢献する力
 - ・生涯にわたり学び続ける意欲
 - ・生きがいと目的を持った生き方

4. 未来を創る人材を育む教育

- ・社会の変化に対応する力
- ・共に社会を創っていく意識
- ・主体的な地域参画

	第1期	第2期	第3期
期間	平成28年度 ~ 令和2年度 (5年間)	令和3年度 ~ 令和7年度 (5年間)	令和8年度 ~ 令和11年度 (4年間)
基本目標	1 子ども一人ひとりを大切にする教育 2 ふるさとを誇ることができる教育 3 「生きる力」にあふれ、豊かな人間性を育む教育 4 時代に対応する教育	1 子ども一人ひとりを大切にする教育 2 自然や伝統を愛し、ふるさとを誇る ことができる教育 3 知・徳・体のバランスのとれた「生き る力」を育む教育 4 未来を創る人材を育む教育	1 誰もが大切にされる教育 2 一人ひとりの可能性を伸ばす教育 3 地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育 4 未来を創る人材を育む教育



4つの基本方針の方向性に沿って、 市民一人ひとりが学び続けていくことで、 "しまらぶ"の心をもって、未来を創る 人を育みます。

4つの基本方針

1. 誰もが大切にされる 教育 「誰一人取り残さない」という考え方を土台として、 互いの存在や多様性を認め合い、誰もが安全・安心 に過ごせる環境を整え、学ぶ意欲と自己肯定感を育 みます。

2. 一人ひとりの可能性 を伸ばす教育 幼児教育から途切れることのない体系的な学びや、 家庭・地域との連携により、確かな学力と豊かな心身 を育み、一人ひとりが未来を切り拓く力を伸ばします。

3. 地域を誇り、生涯に わたって学び続ける 教育

地域への愛着と誇りを育むとともに、生涯学習やスポーツなどを楽しむことにより、人と人とのつながりの中で生きがいを感じ、学び続ける人を育てます。

4. 未来を創る人材を 育む教育 めまぐるしく変化する社会に、しなやかに向き合う 力を身につけ、自立と社会参画に向けて必要な力を育 むことで、より良い未来をともに創る人づくりを推進 します。

1. 誰もが大切にされる教育

発信

- ・自らの命を守り、皆で助け合うカ ・互いの存在と多様性を認め合う心 ・安全で安心した環境での学習
- 2. 一人ひとりの 可能性を伸ばす教育

3. 地域を誇り、生涯に わたって学び続ける教育

- ・未来を拓く確かな力
- 豊かな心と体
- ・学校と家庭、地域のより良い連携
- 自 立 つながり
- ・地域に学び、地域に貢献する力
- ・生涯にわたり学び続ける意欲
- ・生きがいと目的を持った生き方
- 4. 未来を創る人材を育む教育
- ・社会の変化に対応する力
- 共に社会を創っていく意識
- 主体的な地域参画

学び続ける

"しまらぶ" 未来を創る人づくり